

富士箱根伊豆国立公園
伊豆諸島地域（三宅支庁管内）管理計画書

（平成7年3月）

環境庁自然保護局
南関東地区国立公園・野生生物事務所

目 次

第 1	基本方針	1
1	管理計画作成方針	1
2	管理計画区分方針	1
第 2	三宅島管理計画区	2
1	地域の概要及び管理の基本的方針	2
(1)	地域の概要	2
(2)	管理の基本的方針	3
2	保全対象と保全方針	4
3	風致景観の管理に関する事項	6
(1)	許可、届出等取扱方針	6
(2)	公園事業取扱方針	11
4	動植物の保護管理に関する事項	14
(1)	生態系の保護	14
(2)	盗掘の防止と保護育成	14
5	地域の開発整備に関する事項	14
(1)	自然公園施設の整備	14
(2)	一般公共施設の整備	14
6	利用者の指導に関する事項	15
(1)	自然解説に関する事項	15
(2)	利用者の指導と規制	15
(3)	利用者の安全対策	15
7	地域の美化修景に関する事項	15
(1)	地域の美化清掃	15
(2)	修景緑化	16
8	その他の関連事項	16
	地域づくりへの協力	15
第 3	御蔵島管理計画区	17
1	地域の概要及び管理の基本的方針	17
(1)	地域の概要	17
(2)	管理の基本的方針	17
2	保全対象と保全方針	18
3	風致景観の管理に関する事項	19
(1)	許可、届出等取扱方針	19
(2)	公園事業取扱方針	24
4	動植物の保護管理に関する事項	26
(1)	生態系の保護	26
(2)	盗掘の防止と保護育成	26
5	地域の開発整備に関する事項	26
(1)	自然公園施設の整備	26
(2)	一般公共施設の整備	26
6	利用者の指導に関する事項	26
(1)	自然解説に関する事項	26
(2)	利用者の指導と規制	26
7	地域の美化修景に関する事項	27
(1)	地域の美化清掃	27
(2)	修景緑化	27
8	その他の関連事項	27
	地域づくりへの協力	27
資料 1	管理計画検討員及び検討経緯	28
資料 2	許認可申請等の処理経路及び権限区分	29

第1 基本方針

1 管理計画作成方針

富士箱根伊豆国立公園は、昭和11年2月1日に指定された（富士、箱根地域、その後伊豆半島が編入）。伊豆諸島地域は、昭和30年4月に伊豆七島国定公園に指定され、その後、昭和39年7月に富士箱根伊豆国立公園に編入された。その後、昭和59年5月に御蔵島、平成6年10月に三宅島の公園計画の再検討が行われ、現在、1都3県に亘る面積122,690 haの国立公園となっている。

当地域は、富士火山帯に属し、海面上700～900mに山容を現す火山列島である。火山活動は、現在も活発に続いており、様々な火山景観を見ることができる。この他、自然海岸の続く海岸景観、照葉樹の森林景観、多くの固有種を含む豊かな生物景観等が、国立公園の景観を構成している。

このような恵まれた自然環境を活かして、公園利用は、ダイビング、釣り、海水浴等の海洋レクリエーションを主体に、バードウォッチング、自然探勝等が行われており、地域の主要産業である観光に大きな比重を占めている。

当地域の公園管理は、東京都の大島、三宅、八丈の三つの支庁を窓口に行っており、管理計画も各支庁毎に作成されている。今回は、このうち当地域中部に位置する三宅支庁管内の三宅、御蔵の2島を対象に作成するものである。

作成にあたっては、当地域の殆どが、国立公園区域に含まれており、公園管理が地域社会と関わる部分が多いことを念頭、地域の特性を活かした計画的な公園管理が実行できるよう、次の方針で行うものとする。

- (1) 特色ある景観、貴重な自然について、保全対象と保全方針を定め、適切な保全管理を行うこととする。
- (2) 風致景観の管理について、既に作成されている大島、八丈の両管理計画と基本的に齟齬をきたさないものとする。
なお、地域の大部分が公園に含まれることから、住民の生活に不可欠な行為については、取扱に配慮する。
- (3) 地域の開発整備について、当地域において比重が高い一般公共事業との調整手順及び取り扱い方針を定める。
- (4) 公園利用について、施設の管理運営、利用者指導等の基本方針を明確にする。

2 管理計画区分方針

本計画の対象地域は2島からなっているが、行政区域及び自然的、社会的状況が異なるため、次の2つの管理計画区に区分する。

- (1) 三宅島管理計画区
- (2) 御蔵島管理計画区

第2 三宅島管理計画区

1 地域の概要及び管理の基本的方針

(1) 地域の概要

三宅島は、東京から南へ約 180 km の太平洋上に位置する。伊豆諸島の中では大島、八丈島に次いで3番目に大きく、55.5k m²の面積を持ち、周囲は約 35 km の島である。西方約 10 km には、大小 9 個の岩塔及び頭礁からなる大野原島（通称「三本岳」）がある。島は東北－南西方向に約 10 km、北西－南東方向に約 7 km の長円形で、全島一山から成る単純な構成の火山島である。

気候は、平均気温 15～18℃、亜熱帯と温帯の境界にあたり、降霜、降雪はほとんどない。雨が多く、特に夏前期及び後期に多い。また小島であるため偏西風、台風などの強風の影響を受けやすい。

海岸線は湾入が少なく、港として利用できる場所は少ない。海岸の多くは、新旧の溶岩流が露出する岩石海岸（海食断崖）、あるいは礫浜となっていて大きな浜であっても砂浜は発達していない。

最高点は雄山の外輪山で標高 814.5m、この雄山が海岸線まで裾野を広げた形を基盤として、随所に噴火による特殊な地形が見られる。平坦地は海岸線にわずかにあり、そこに集落が開けている。

雄山は現在も水蒸気を噴出させている活火山であり、最近では昭和 58 年 10 月に噴火し、大きな被害をもたらした。

植生は、他島に比べて開墾及び植林等が進んでいるため、良好な天然林は、大路池周辺以外にあまり見ることができない。大路池周辺の森林は、スダジイ、タブを主としており、一部にはスダジイの純林が見られる。また、伊豆諸島でも唯一のガマ類を主体とした抽水植物群落も生育している。

雄山の山麓部は、大半は二次林や低木林、スギ、ヒノキ、オオバヤシャブシの植林地となっている。中腹以上には、オオバヤシャブシ、イヌツゲ等の低木林が広く発達している。また、中央火口原や山麓の溶岩流上には、ハチジョウイタドリ等を主とした草本群落、カオリウツギ、オオバヤシャブシを主とした低木林が先駆植物として生育している。

海岸部は、溶岩流が迫っているところや断崖状のところが多いが、これらの断崖上には、イソギク、ハチジョウススキ等の草本群落が広く発達している。

鳥類は、繁殖鳥類の種数（陸鳥 38 種）及び生息個体数とも、伊豆諸島中で最も多い。繁殖鳥には、伊豆諸島特産種のアカコッコやイイジマムシクイ、カラスバト、カンムリウミスズメ等があり、豊かつ特異的である。優占種はイイジマムシクイ、オーストンヤマガラ等で、森林性の種である。特に大路池～富賀神社にかけてのシイ、タブを主とした樹林等が重要な生息地となっている。

魚類は、周辺の海域においてイシダイ、シマアジ、イセエビ等が生息し、釣りの対象にされている。また、南方系の魚類も多く、各種のサンゴ群集の分布も見られる等、海中景観も優れており、最近ダイビングの利用が多くなっている。

島の産業は、黒潮の影響を受けた冬暖かい気候を利用した農業と、黒潮を漁場とした沿岸漁業を基盤としている。

また、観光産業も重要な収入源となっており、度重なる雄山の噴火によってできた溶岩原等、この島独特の火山景観が貴重な観光資源になっている。しかし、利用者数は、離島ブームの昭和 48 年頃の約 14 万人をピークに、全体として減少傾向にある。利用が夏季に集中していることから、今後は、通年滞在利用型への転身が課題となっている。

(2) 管理の基本方針

以下の方針により、地域の特性に即した適正な公園管理を図る。

①保護に関する方針

ア 特色ある景観、貴重な自然の保全

三宅島を特徴づけている火山地形の代表的な景観地、野生動植物の重要な生息、生息地及び自然状態をよく保持している海食崖を保全対象とし、その保全方針を定める。

イ 風致景観の管理

(ア) 許可、届出については、行為の種類ごとに取扱方針を定め、明確な基準に基づく管理を行う。

なお、三宅島の大部分が公園区域に含まれることから、住民の生活に不可欠な行為については、取扱いに配慮する。

(イ) 公園事業については、事業の種類ごとに取扱方針を定め、風致景観の保護に配慮した施設整備及び適正な公園利用の推進を図る。

また、安全で快適な公園利用が行えるよう事業施設の適切な管理を図る。

ウ 動植物の保護管理

三宅島の生態系は、多くの固有種を含む独特の進化を遂げている。特に、鳥類の生息数は多く、バードアイランドとも呼ばれており、この特色ある生物景観の適正な保護を図る。

②利用に関する方針

ア 利用者指導

安全で快適な公園利用が行われるよう、利用者のみでなく地元事業者に対しても、利用マナーの向上についての普及啓発活動を行うとともに、施設の安全対策を実施する。

また、三宅島自然ふれあいセンターを核にした自然体験型の利用の推進をはかる。

イ 地域の美化修景

島という限られた地域特性の中で、ゴミを風致景観に支障のないよう処理するため、ゴミ持ち帰り、散乱ゴミの防止等の普及啓発活動を実施する。

2 保全対象と保全方針

保全対象	概要	保全方針
赤場暁、ひょうたん山、三七山 (特保、1特)	1940年及び1962年の噴火の際に発生した溶岩流である赤場暁並びに1940年の噴火により生じたひょうたん山(スコリア丘)等から成る地区で、特異な火山景観を呈している。	赤場暁の赤黒色溶岩と周辺の黒色溶岩の対比は、三宅島を代表する火山景観である。噴火当時の状況を知る上で、重要な地区であるので、植物が繁茂しないよう定期的に除草お行い、スコリア丘特有の景観が隠れないよう保全を図る。 なお、除草作業に当たっては、景観に支障を与えないよう十分配慮して行うものとする。
雄山山頂 (特保、1特)	雄山山頂のカルデラ壁、中央火口丘、火山原、火山性荒原から成る地区で噴気現象が見られるなど、典型的な火山景観を呈している。	厳正な保護を図り、植物の採取等を行わないよう利用者等に対し周知徹底を図る。 公園利用施設は、登山歩道及び安全確保のため必要な施設に留める。
大路池(特保)	雄山の寄生火山として生じた爆裂火口跡で、中心部にある大路池は、1983年の噴火で新濤池が消失したため、火口湖としては伊豆諸島唯一のものとなっている。また、火口壁には、スダジイ、タブを主とする島内では最も規模の大きい原生林が残存しており、その林床にはリュウビンタイ、オオタニワタリ、ナゴランなど南方系の亜熱帯植物が生育するとともに、アカコッコ、イイジマムシクイ等の固有種をはじめとし、多数の鳥類の生息地となっている。	火口湖の生態系を保護、復元するため、新たな魚類の移入は行わないものとする。 鳥類の重要な生息地である周辺の森林は、厳正な保護を図る。
大野原島 (特保)	三宅島の南西海上に浮かぶ無人島で、よく自然状態が保持されており、カンムリウミスズメの繁殖地として極めて重要な地区である。	自然の推移に委ね、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。
海食崖(1特)	三宅島の海岸線に発達する海食崖は溶岩台地が波浪の浸食を受けて形成されたものであり、下根崎、	自然の推移に委ね、人為の影響が生じないよう厳正な保護を図る。

	伊豆岬、夕景浜北、今崎間鼻、新鼻、ツル根崎、ベンケ根崎等は、生育する特有な海岸植生とともに優れた海岸景観を構成している。	
新漣池跡（1特）	1763年の噴火で形成された爆裂火口で、火口湖である新漣池が水をたたえて存在していたが、1983年の噴火の際の水蒸気爆発により池及びその周辺の自然林は消失し、代わって火山活動を如実に示す典型的な火山景観を呈する地区である。	自然の推移に委ね、火山活動後の植生遷移が観察できる場として、人為的影響を排除し保護を図る。
新鼻（1特）	新漣地の南側に位置し、1983年の噴火の際の水蒸気爆発によって生じたスコリア原、スコリア丘、白骨化樹林等、火山活動を如実に示す特異な火山景観を呈する地区である。	林野庁が、マツクイムシ対策及び火山跡地の緑化を目的に行っている和華マツの植栽実験区以外の地域は、自然の推移に委ね、厳正な保護を図る。
火口列（1列）	1983年の溶岩流出の中心部で、延長4.5kmの噴火の割れ目上には90個以上の火口が一系列に並び、特異な火山景観を呈する地区である。	人為的な地形変化が生じないように厳正な保護を図る。
三宅島海中公園 1号、2号	三宅島海域は、黒潮の流路にあたり、暖海域と温海域の境界に位置している。三宅島南西海岸の本地区では、大規模なテーブルサンゴ（ミドリイシ等の群集）が見られ、クマノミ、ミヤケスズメダイ、チョウチョウウオ等の磯魚も多く、本公園内でも海中景観の特に優れた海域である。	サンゴや指定動物等の採取及び捕獲、ゴミの投棄等海中公園地区の景観に影響を与える行為が行われないよう、厳正な保護を図る。 特に陸域工事等による土砂の流入及び周辺海域での埋め立て、工作物の設置等による潮流の変化での影響には十分な注意を払う。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域に係る取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取扱方針
<p>1 工作物</p> <p>ア 建築物</p>	<p>共通事項</p> <p>ア 位置 利用地点からの主要展望方向等、風致景観上支障のある場所への設置は、原則として避ける。</p> <p>イ 造成 (ア) 行為に伴う土地の形状変更は、必要最小限とする。 (イ) 表層土は、原則として保全を図る修景植栽のための客土等として活用する。 (ウ) 発生残土は、原則として、公園区域外への搬出処理又は村が計画している処分場で処理する。やむを得ず上記以外の地区で処理する場合は、風致上支障のない場所とする。</p> <p>ウ 修景緑化 (ア) 工作物の海側及び道路側等他から望見される方向には、原則として、当該地域に生息する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行うものとする。 (イ) 工事に伴い裸地化した箇所には、原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早急に土壌の安定を図る必要がある場合はこの限りではない。</p> <p>エ 付帯施設 (ア) 擁壁 公園利用者から望見される場所に設置する場合は、原則として、自然石、丸太等の自然材料、自然材料の色調、構造等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。 (イ) 外柵 ネットフェンス等による場合は、原則として、道路側等望見される側に植栽を行うものとする。</p> <p>外部意匠</p> <p>ア 全体的な形状 公園景観の全体的統一性を保つため、原則として、勾配屋根を付けた矩形の形状とする。</p> <p>イ 屋根 (ア) 形状 原則として、切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とし、勾配は2/10以上とするが、著しい急勾配としないものとする。ただし、小規模な附属建築物であつ</p>

	<p>て、主建築物の背後地等、風致上支障のない位置にあつてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 材質 原則として、光沢のあるものは避ける。</p> <p>(ウ) 色彩 原則として、黒灰色系、茶色系、緑色系のいずれかとし、蛍光塗料等の輝度の高いものは避ける。</p> <p>ウ 外壁</p> <p>(ア) 材質 原則として、光沢のあるものは避ける。</p> <p>(イ) 色彩 原則として、茶色系、淡黄色系、黒灰色系のいずれかとし、輝度の高いものは避ける。</p>
<p>イ 道路</p>	<p>①路線及び工法の選定 自然環境及び風致に与える影響が最小限で、できる限り修景緑化が可能な路線及び工法を選定する。 また、海岸沿いのマツ等風致上重要な樹木の保護に留意する。</p> <p>②法面の処理方法 ア 原則として、緑化する。緑化方法は、共通事項ウの(イ)による。 イ モルタル吹き付けは、緑化が不可能で通行の安全を確保するうえで代替工法がないと認められる場合に限り行うものとし、原則として、つる性植物等により緑化を図るものとする。</p> <p>③付帯施設 ア 橋梁 (ア) 形式、デザインについては、「橋梁形式等選定委員会」に先立ち調整する。 (イ) 色彩は、原則として、赤、黄、青の原色、及び輝度の高いものは避ける。 イ 交通安全施設 (ア) 交通安全を確保する上で支障のない限り、原則として、ガードレールの使用は避け、ガードケーブル、ガードパイプ等の眺望への支障の少ない施設とする。 (イ) ロックネット、ロックフェンスの色彩は、原則として、茶色系又は黒灰色系とする。</p> <p>④跡地の処理方法 廃道敷は、原則として舗装を撤去し、客土したうえ緑化する。緑化方法は、共通事項ウの(イ)による。</p>
<p>ウ 電柱、鉄塔、アンテナ等</p>	<p>①電柱 ア 位置 (ア) 電線路は、原則として、主要展望地周辺及び主要展</p>

	<p>望方向への設置（例えば道路の海側等）は避ける。</p> <p>（イ）特別保護地区、第1種特別地域及び主要利用地周辺で展望の妨げになる地域については、原則として、電線路は地下埋設化を図る。</p> <p>イ 共架 電力線と電話線が同一ルートとなる場合は、原則として、共架とする。</p> <p>ウ 色彩 原則として、茶色系又は黒灰色系のいずれかとする。</p> <p>②鉄塔、アンテナ</p> <p>ア 位置 特別保護地区、第1種特別地域内の設置は、原則として、認めないものとする。公益上の必要性から設置を認める場合は、主要展望方向又は被眺望地点は避ける。</p> <p>イ 色彩 原則として、茶色系又は黒灰色系のいずれかとする。</p>
<p>エ 漁港施設、港湾施設、海岸保全施設</p>	<p>①計画</p> <p>ア 長期にわたる事業が多いので、基本計画段階から十分な調整を行うこととし、自然環境への影響を最小限に抑えるよう指導する。</p> <p>イ 施設の設置に際しては、自然海岸の保全に留意する。特に、海浜植物群落の発達している地区では、これらの保護に留意する。</p> <p>ウ 施設の設置によって生ずる潮流の変化等で、周辺海岸や海中公園に大きな影響が生じないよう事前に十分な調査を行うものとする。</p> <p>②工法</p> <p>ア 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として、自然石、丸太等の自然材料、自然材料の色調、構造等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。</p> <p>イ 海水浴等の利用に配慮する。</p>
<p>オ 砂防、治山施設</p>	<p>①計画</p> <p>ア 長期にわたる事業が多いので、基本計画段階から十分な調整を行うこととし、自然環境への影響を最小限に抑えるよう指導する。</p> <p>イ 公園利用地点から望見される場所に設置する場合には、原則として、修景ができないような大規模な施設の設置を避ける。</p> <p>②工法</p> <p>公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として、自然材料、自然材料の色調、構造等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。</p>

<p>カ その他の工作物</p>	<p>①住民の生活上及び地域産業上必要な施設（ゴミ焼却場、プラント類、資材置き場等） 特別保護地区、第1種特別地域及び主要利用地点周辺で展望の妨げになる地域については、原則として、設置を認めない。</p> <p>②自動販売機 原則として、建物、壁等の工作物に沿って置くこととし、単独では置かないものとする。</p>
<p>2 木材の伐採</p>	<p>基本方針 ア 景観のポイントになっている独立木等の景観上重要な樹木の保護を図る。 イ 主要利用地点又は主として公園利用に供される道路沿線の伐採については、原則として、皆伐を避ける等風致上の支障を与えないものとする。</p>
<p>3 土石の採取</p>	<p>基本方針 露天堀りによるものかについては、原則として、「富士箱根伊豆国立公園内にかかる特定地域における特定行為の認定について」（昭和61年3月24日60環自保計第456号）以外のものは認めないものとする。</p>
<p>4 広告物 ア 指導標、案内板</p>	<p>①基本方針 ア 系統的で分かりやすい標識とし、道路の分岐及び各施設の入口等に効果的な整備を進める。 イ 複数の標識を設置する場合は、原則として、整理統合を進める。 ウ 設置目的に応じ規模が過大とならないようにする。</p> <p>②デザイン、色彩等 ア 原則として、同一場所に異なったデザインの標識が混在しないものとする。 イ 原則として、目的別及び機能別等に統一したデザイン、色彩となるようにする。 ウ 色彩は、木製標識の地色を焦げ茶色、字色を白にする等シンプルなものとし、また、使用する色数が過多とならないようにする。</p> <p>③維持管理 腐朽、破損又は退色した場合は、速やかに補修又は撤去するものとする。</p>

<p>イ 営業用広告物</p>	<p>①基本方針 ア 設置目的に照らして必要と認められるものに限るものとし、商業広告、営業地外での社名広告等の野立看板及びのぼりは認めないものとする。ただし、祭事等における臨時のものについてはこの限りではない。 イ 誘導看板の乱立は避け、統合を図るものとする。 ウ 設置目的等に応じ規模が過大とならないようにする。</p> <p>②デザイン、色彩等 ア 商品の形を模倣した形状等特異な印象を与えるデザインは認めないものとする。 イ 色彩は、使用する色数が過剰とならないようにする。</p> <p>③維持管理 腐朽、破損又は退色した場合は、速やかに補修又は撤去するものとする。</p>
<p>ウ 文学碑等</p>	<p>①基本方針 原則として、彫刻美術品を装飾の目的で道路沿線、園地、広場等公園利用者の目にふれる場所に設置するものは許可しないものとする。ただし、地方公共団体又は公的機関が、当該地と密接な関係を持つ歴史上の人物像を設置するような場合はこの限りではない。</p> <p>②意匠 周辺の環境に違和感を与えない意匠とする。</p>
<p>5 水面の埋立</p>	<p>基本方針 原則として、道路、港湾、漁港等の公共事業の整備に限り認めるものとする。なお、この場合であっても、自然海岸の保全に留意するものとする。</p>
<p>6 土地の形状変更</p>	<p>基本方針 一般廃棄物処理場等住民の生活上必要なものについては、風致上の支障を与えない範囲で認めるものとする。</p>
<p>7 植物の採取、動物の捕獲</p>	<p>基本方針 ア 採取又は捕獲する点数は必要最小限とする。 イ 許可する対象者は、原則として、研究実績のある者とする。 ウ 既存資料を活用できる場合は、極力活用し、採取、捕獲については、極力避けるよう指導する。</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取扱要領について」(平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号)による他、下記の取扱方針によって運用する。

なお、事業施設の承認(許可)に当たっては、(1)許可、届出等取扱方針の1工作物の取扱いに準ずる。

事業の種類	取扱方針
1 道路(車道)	<p>①基本方針</p> <p>ア 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を付帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>ウ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、ルートごとに統一する。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 路傍展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は速やかに建て替える。</p>
2 道路(自転車道)	<p>①基本方針</p> <p>ア 縦断勾配を極力緩和するとともに、車道との交差点には一時停止用の杭を設置する等の安全対策に留意する。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を付帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>ウ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>エ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、ルートごとに統一する。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 路傍展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替える。</p>
3 道路(歩道)	<p>①基本方針</p> <p>ア 自然とふれあう基本的な施設であるので、ルートの選定に当たっては、沿道の興味対象を有効に結び、効率的な公園利用が行えるようにする。また、利用の安全を確保することが困難な場所へのルート選定は避ける。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を付帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>ウ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p>

	<p>エ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、ルートごとに統一する。</p> <p>オ 幅員、路面の舗装等の構造規格については、自然の現況、利用目的、利用者数等を勘案して最適なものとする。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 利用によって起こりうる沿道の自然への影響（踏圧による植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等）を最小限に留めるため、木道、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>イ ごみ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPR等に努める。</p> <p>ウ 危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>エ 路傍展望地等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>オ 指導標、案内板等は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替える。</p>
4 園地	<p>①基本方針</p> <p>ア 海浜、樹林地、展望地など各地区の特性に応じた園地の整備を進め、自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等人と自然のふれあいが促進されるよう配慮する。</p> <p>イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>ウ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、園地ごとに統一する。</p> <p>エ 利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、再整備を進める。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>イ ごみ箱、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止のPR等に努める。</p> <p>ウ 園路、広場等の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>エ 展望地等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>オ 遊休化した施設及び閉鎖して再開の見込みのない施設、老朽化の著しい施設については速やかに撤去を行うものとする。</p>
5 野営場	<p>①基本方針</p> <p>ア 野外生活を通して自然にふれあう場として整備を進める。整備に当たっては、地区の特性を生かしつつ、快適な利用環境を確保する。</p>

	<p>イ 野営場内での各種利用が適切に行われるよう、管理棟、サイト等の施設配置を適正に行う。</p> <p>ウ 汚物や廃棄物処理施設は、周囲の環境に影響がないよう立地の選定及び施設内容に配慮する。</p> <p>エ 利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、再整備を進める。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 場内の環境を清潔に保つため、清掃等の管理を徹底する。</p> <p>イ 利用規則を定め、秩序ある利用が行われるようにする。</p> <p>ウ 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>エ 遊休化した施設及び閉鎖して再開の見込みのない施設、老朽化の著しい施設については、速やかに撤去を行うものとする。</p>
6 運動場	<p>基本方針</p> <p>ア 利用目的に即した適正な規模の施設とする。</p> <p>イ 遊休化した施設及び閉鎖して再開の見込みのない施設、老朽化の著しい施設については、速やかに撤去を行うものとする。</p>
7 博物展示施設	<p>①基本方針</p> <p>ア 国立公園の紹介とともに、自然とふれあうための案内、情報提供等を行うものとする。</p> <p>イ ビジターセンターを拠点に、自然とのふれあい活動を推進する。</p> <p>②付帯施設</p> <p>ア ビジターセンター周辺の自然と一体となった利用ができるよう、自然観察路等の野外フィールドを整備する。</p> <p>イ 駐車場、公衆便所等の付帯施設は、自然の状況、利用性等を勘案して適切な規模、配置、構造とする。</p>
8 汚物処理施設	<p>基本方針</p> <p>周辺の風致景観に支障を与えないよう、建物のデザイン、規模、緩衝緑地の確保等に留意する。</p>

4 動植物の保護管理に関する事項

(1) 生態系の保護

島嶼は、生物種の生息域が小さく、外部からの侵入も少ないことから、独自の生態系の発展を遂げている。また、三宅島は鳥類の生息数が多いことが特徴となっており、バードアイランドとも呼ばれている。そのため、新たに持ち込まれる生物からの影響を強く受け、生態系の攪乱が起こりやすい。生態系の攪乱を防ぐため、島に生息しない動植物の新たな移入は行わないものとする。

また、近年数が増加しているカラスについては、他の野生生物の生息に影響を及ぼすおそれがあるので、増加原因となっている生ゴミの放置等が行われないようにする。

(2) 盗掘の防止と保護育成

三宅島には、ラン科植物等をはじめとする貴重な自然が生育しており、山草ブームによるマニアの盗掘を防止するため、標識を掲出する等して利用者に対する注意喚起を図るとともに、貴重な植物の保護育成、増殖事業等を積極的に行うことのできるような体制作りが必要である。

また、近年ダイビングが盛んになっているが、サンゴ等の採取が行われないよう利用者に対し周知徹底を行うものとする。

なお、許可を受けた動植物の採取についても、適正な実施が行われるよう関係行政機関の連絡を密接にする。

5 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設の整備

三宅島は、火山、海岸等の自然景観に恵まれており、ハイキング、海水浴、キャンプ等の活動を通して、島の自然を探勝し親しむことが公園の主要な利用形態である。主要な興味地点は、海岸部と雄山に分かれている。

海岸部は、三宅循環道路を利用動線にして、沿線の各興味地点を連絡し、利用案内施設のビジターセンターが大路池と栗辺に計画されている。

大路池のビジターセンターは、周辺が野鳥の宝庫になっている環境を活かして、野鳥を主体に三宅島の自然全般に関する紹介及び公園利用に関する情報提供を行うものとする。また、三宅島自然ふれあいセンターの中心施設として自然体験型活動を推進する拠点として管理運営する。

栗辺には、海中公園地区に隣接している立地から、海の自然を主体に三宅島の自然を紹介する施設として、ビジターセンターを、スキューバダイビング等の利用拠点として、野営場、園地を整備する。ビジターセンターの管理運営については、大路池と同様に行うものとする。また、阿古漁港に遊覧船等の利用拠点を整備する。

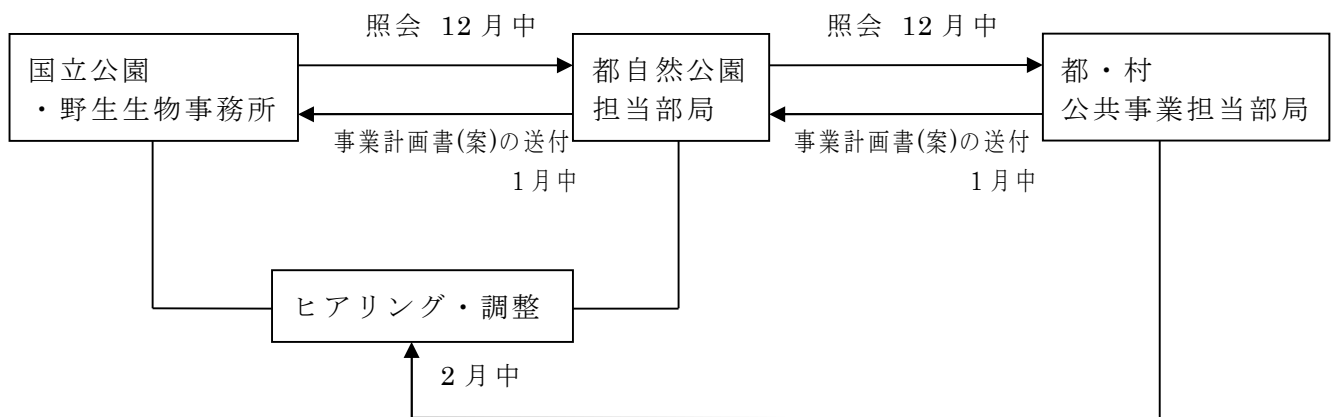
その他の興味地点については、利用動線からの円滑な利用誘導に留意して、各々の自然の特性を活かした施設の整備を行うものとする。

雄山の利用は、山頂下部までは車道で連絡するが、興味対象となっている山頂火口部については、歩道を整備し徒歩による利用に限定する。

(2) 一般公共施設の整備

地域の生活及び産業の基盤となる道路、港湾、漁港、海岸保全施設等の公共事業と国立公園行政との調整を円滑に進めるために、下記手順に沿って事前に都及び村の公共事業担当部局と事業内容の調整を図るものとする。

- ① 事前調整の対象となる公共事業は、次年度以降に実施が見込まれているもので、自然公園法の手続きが必要なものとする。
- ② 国立公園・野生生物事務所は、事業計画を審査し、必要に応じてヒアリングを実施する等、公園計画との調整を図る。



6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

自然とのふれあい利用の促進を通して、自然保護思想の普及啓発を図るため、ビジターセンターを中心に各利用拠点において、自然解説及び野外活動を積極的に行うこととし、関係機関が協力して実施体制の整備に努めるものとする。

実施に際しては、ボランティアの活用を検討する。特に、地元住民がボランティアへ参加することは、住民の島の自然に対する意識の向上に繋がり、地域に根付いた環境保全が図れる。

(2) 利用者の指導と規制

適正な公園利用と自然環境の保護を図るため、関係機関が協力して、利用者の指導を行うものとする。

- ①魚釣り者に対し、海岸の汚染防止と野鳥保護のため、ゴミ、釣り糸、針を捨てないように指導する。
- ②ゴミの散乱、砂浜の汚染等を防止する観点から、原則として、野営場以外の野営禁止を指導する。
- ③沖合い海域において最近盛んになっているイルカウォッチングについては、過剰利用による悪影響が懸念されるため、適正な観察体制を早急に確立、実施する。

(3) 利用者の安全対策

波浪等の影響を受けやすい地区・津波の危険のある地区・火山活動の活発な地区にあたっては、必要に応じて注意標識、安全施設を設ける等、利用者の安全確保を図るために、関係機関が協力して管理者を指導する。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 地域の美化清掃

三宅村はほぼ全域が公園区域であり、ゴミの収集清掃事業は三宅村及び東京都三宅支庁で行われている。限られた島内では、ゴミ処理について難しい問題が多いため当面ゴミの量を減らし、効率的に収集処理できるよう次の点について検討を進めるものとする。

- ①不適切なゴミ処理が原因で、カラスによるゴミの散乱及びカラスの増加による生態系への影響等の問題が発生しているので、適切なゴミ処理方法の周知徹底を図る。
- ②ごみ箱は、ごみの回収が容易に出来る場所以外には原則として設置しないものとし、注意看板等を設置してゴミの持ち帰りの普及徹底を図る。
- ③磯釣り客によるゴミ、テグス等の散乱防止を図るため、釣具店や渡船、遊魚漁船者等を通じての呼びかけにより、ゴミ持ち帰りのPRを行う。
- ④ボランティアによる清掃活動を通じ、地域住民に対する普及啓発を行うことを検討

する。

(2) 修景緑化

- ①原則として、当該地域に生育する植物と同種の植物により行うものとする。ただし、早急に土壌の安定を図る必要がある場合には、この限りでない。
- ②工作物の海側、道路側等他から見られる方向には、原則として、当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景植栽を行う。

8 その他の関連事項

地域づくりへの協力

来島者は「国立公園」より「島」を意識していると考えられる。関係機関は国立公園内を快適にすることはもちろん、国立公園区域外においても、快適な環境や町並みを作り、島全体の印象を今後とも好感の持てるものとするよう協力する。

第3 御蔵島管理計画区

1 地域の概要及び管理の基本的方針

(1) 地域の概要

御蔵島は三宅島から南南東に約 18 kmしか離れていないため、気象条件は三宅島とほぼ同様である。

周囲 16.4 km、面積 20.58 k m²、海岸線の湾入が全くなく、角張った円形である。全島が玄武岩質岩石から成り、島の中心部の御山（標高 850m）を中心として鐘型で、海岸線に近くなるほど傾斜が急になり、海岸線には浜はほとんどなく、平均高 200mの海食崖に囲まれている。最も高い崖は黒崎ノ高尾山の南側にあるもので高さ 500mに達する。

水は豊富で、御山を源とする河川は、飲料水及び水力発電の水源として利用されている。

人為の影響が少なく、全島がスダジイ、タブ林等の自然植生を保持しており、標高が増すにつれてヤマグルマ、イヌツゲ等の低木林となり、山頂部分には湿原が見られ、北方系植物の南限となっている。

鳥類は、オオミズナギドリの大生息地があり、その規模は日本一と言われている。地面に穴を掘って営巣するため、林床が破壊されているスダジイ林も広く見られる。昆虫は、本島と神津島にしか生息しないミクラミヤマクワガタを産する等、昆虫相の原型をよく保っている。

利用者は、徐々に増加しているが、受け入れ施設及び体制の不足が見られることから、受け入れ方針等の検討が今後の課題である。

(2) 管理の基本的方針

以下の方針により、地域の特性に即した適正な公園管理を図る。

①保護に関する方針

ア 特色ある景観、貴重な自然の保全

御蔵島を特徴づけている火山地形の代表的な景観地、野生動植物の重要な生息、生息地及び自然状態をよく保持している海食崖を保全対象とし、その保全方針を定める。

イ 風致景観の管理

(ア) 許可、届出については、行為の種類ごとに取扱方針を定め、明確な基準に基づく管理を行う。

なお、御蔵島の大部分が公園区域に含まれることから、住民の生活に不可欠な行為については、取扱いに配慮する。

(イ) 公園事業については、事業の種類ごとに取扱方針を定め、風致景観の保護に配慮した施設整備及び適正な公園利用の推進を図る。

また、安全で快適な公園利用が行えるよう事業施設の適切な管理を図る。

ウ 動植物の保護管理

御蔵島は、別名グリーンアイランドとも呼ばれている。ほぼ全域が自然林に被われており、核心部には、広範囲に原生状態の自然が広がっており、多くの固有種を含む独特の生態系が発展を遂げている。この特色ある生物景観の適正な保護を図る。

②利用に関する方針

ア 利用者指導

安全で快適な公園利用が行われるよう、利用者のみでなく地元事業者に対しても、利用マナーの向上についての普及啓発活動を行うものとする。

イ 地域の美化修景

島という限られた地域特性の中で、ゴミを風致景観に支障のないよう処理するため、ゴミ持ち帰り、散乱ゴミの防止等の普及啓発活動を実施する。

2 保全対象と保全方針

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
海食崖及び海岸部 (特保)	本島は、黒潮海流の中で最も強い流れをもつ部分に位置しているため、本島周囲約 16 km 全て海食崖からなり、湾入が全くない島である。特に本島前部は、浸食が激しく、最高部 480m にも達する日本一の海食崖が発達している。海食崖周辺はオオミズナギドリの繁殖地として著名である。	自然の推移に任せ、人為の影響が生じないように厳正な保護を図る。
御山 (特保、1 特)	御山火口前部は、ツゲ、シイ等の原生林より成り、ミヤケコゲラ、カラスバト等の生息地でもある。山頂及び御代ヶ原一帯は、風衝草原地、シマキンレイカ群落等のみられる地区である。鈴原湿原には、ミクラコザサの他モウセンゴケ、マイズルソウ、コイワザクラ、サクユリ等が見られる。	自然の推移に任せ、人為の影響が生じないように厳正な保護を図る。 施設は、登山歩道及び安全確保のため必要な施設に留める。
御代ヶ池 (1 特)	島内唯一の火口湖であり、水深は 2 ～ 3 m、コイが生息する。	生態系を保護するため他所からの魚類の移入は厳正に禁じる。

3 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

特別地域に係る取扱方針

「国立公園及び国定公園の許可、届出等の取扱要領について」（平成6年9月30日環自計第173号・環自国第538号）及び「国立公園内（普通地域を除く。）における各種行為に関する審査指針について」（昭和49年11月20日環自企第570号）によるほか、下記の取扱方針によって運用する。

行為の種類	取扱方針
1 工作物	<p>共通事項</p> <p>ア 位置 利用地点からの主要展望方向等、風致景観上支障のある場所への設置は、原則として避ける。</p> <p>イ 造成 （ア）行為に伴う土地の形状変更は、必要最小限とする。 （イ）表層土は、原則として保全を図り修景植栽のための客土等として活用する。 （ウ）発生残土は、原則として、公園区域外への搬出処理又は村が計画している処分場で処理する。やむを得ず上記以外の地区で処理する場合は、風致上支障のない場所とする。</p> <p>ウ 修景緑化 （ア）工作物の海側及び道路側等他から望見される方向には、原則として、当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景のための植栽を行うものとする。 （イ）工事に伴い裸地化した箇所には、原則として、当該地域に生息する植物と同種の植物により緑化を行うものとする。ただし、早急に土壌の安定を図る必要がある場合はこの限りではない。</p> <p>エ 付帯施設 （ア）擁壁 公園利用者から望見される場所に設置する場合は、原則として、自然石、丸太等の自然材料、自然材料の色調、構造等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。 （イ）外柵 ネットフェンス等による場合は、原則として、道路側等望見される側に植栽を行うものとする。</p>
ア 建築物	<p>外部意匠</p> <p>ア 全体的な形状 公園景観の全体的統一性を保つため、原則として、勾配屋根を付けた矩形の形状とする。</p> <p>イ 屋根 （ア）形状 原則として、切妻、寄棟、入母屋、方形等の勾配屋根とし、勾配は2/10以上とするが、著しい急勾配とし</p>

	<p>ないものとする。ただし、小規模な附属建築物であつて、主建築物の背後地等、風致上支障のない位置にあつてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 材質 原則として、光沢のあるものは避ける。</p> <p>(ウ) 色彩 原則として、黒灰色系、茶色系、緑色系のいずれかとし、蛍光塗料等の輝度の高いものは避ける。</p> <p>ウ 外壁</p> <p>(ア) 材質 原則として、光沢のあるものは避ける。</p> <p>(イ) 色彩 原則として、茶色系、淡黄色系、黒灰色系のいずれかとし、輝度の高いものは避ける。</p>
<p>イ 道路</p>	<p>①路線及び工法の選定 自然環境及び風致に与える影響が最小限で、できる限り修景緑化が可能な路線及び工法を選定する。</p> <p>②法面の処理方法 ア 原則として、緑化する。緑化方法は、共通事項ウの(イ)による。 イ モルタル吹き付けは、緑化が不可能で通行の安全を確保するうえで代替工法がないと認められる場合に限り行うものとし、原則として、つる性植物等により緑化を図るものとする。</p> <p>③付帯施設 ア 橋梁 (ア) 形式、デザインについては「橋梁形式等選定委員会」に先立ち調整する。 (イ) 色彩は、原則として、赤、黄、青の原色及び輝度の高いものは避ける。 イ 交通安全施設 (ア) 交通安全を確保する上で支障のない限り、原則として、ガードレールの使用は避け、ガードケーブル、ガードパイプ等の眺望への支障の少ない施設とする。 (イ) ロックネット、ロックフェンスの色彩は、原則として、茶色系又は黒灰色系とする。</p> <p>④跡地の処理方法 廃道敷は、原則として舗装を撤去し、客土したうえ緑化する。緑化方法は、共通事項ウの(イ)による。</p>
<p>ウ 電柱、鉄塔、アンテナ等</p>	<p>①電柱 ア 位置 (ア) 電線路は、原則として、主要展望地周辺及び主要展望方向への設置(例えば道路の海側等)は避ける。</p>

	<p>(イ) 特別保護地区、第1種特別地域及び主要利用地点周辺で展望の妨げになる地域については、原則として、電線路は地下埋設化を図る。</p> <p>イ 共架 電力線と電話線が同一ルートとなる場合は、原則として、共架する。</p> <p>ウ 色彩 原則として、茶色系又は黒灰色系のいずれかとする。</p> <p>②鉄塔、アンテナ</p> <p>ア 位置 特別保護地区、第1種特別地域内の設置は、原則として、認めないものとする。公益上の必要性から設置を認める場合は、主要展望方向又は被眺望地は避ける。</p> <p>イ 色彩 原則として、茶色系又は黒灰色系のいずれかとする。</p>
<p>エ 港湾施設、海岸保全施設</p>	<p>①計画</p> <p>ア 長期にわたる事業が多いので、基本計画段階から十分な調整を行うこととし、自然環境への影響を最小限に抑えるよう指導する。</p> <p>イ 施設の設置に際しては、自然海岸の保全に留意する。特に、海浜植物群落の発達している地区では、これらの保護に留意する。</p> <p>ウ 施設の設置によって生ずる潮流の変化等で、周辺海岸や海中公園地区に大きな影響が生じないよう事前に十分な調査を行うものとする。</p> <p>②工法 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として、自然石、丸太等の自然材料、自然材料の色調、構造等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。</p>
<p>オ 砂防、治山施設</p>	<p>①計画</p> <p>ア 長期にわたる事業が多いので、基本計画段階から十分な調整を行い、自然環境への影響を最小限に抑えるよう指導する。</p> <p>イ 公園利用地点から望見される場所に設置する場合には、原則として、修景ができないような大規模な施設の設置を避ける。</p> <p>②工法 公園利用者から望見される場所に設置する工作物は、原則として、自然材料、自然材料の色調、構造等を模した材料又は表面仕上げにより施工する。</p>
<p>カ その他の工作物</p>	<p>①住民の生活上及び地域産業上必要な施設（ゴミ焼却場、プラント類、資材置き場等）</p>

	<p>特別保護地区、第1種特別地域及び主要利用地点周辺で展望の妨げになる地域については、原則として、設置を認めない。</p> <p>②自動販売機 原則として、建物、壁等の工作物に沿って置くこととし、単独では置かないものとする。</p>
2 木竹の伐採	<p>基本方針</p> <p>ア 景観のポイントになっている独立木等の景観上重要な樹木の保護を図る。</p> <p>イ 主要利用地点又は主として公園利用に供される道路沿線の伐採については、原則として、皆伐を避ける等風致上の支障を与えないものとする。</p>
3 広告物 ア 指導標、案内版	<p>①基本方針</p> <p>ア 系統的で分かりやすい標識とし、道路の分岐及び各施設の入口等に効果的な整備を進める。</p> <p>イ 複数の標識を設置する場合は、原則として、整理統合を進める。</p> <p>ウ 設置目的等に応じ規模が過大とならないようにする。</p> <p>②デザイン、色彩等</p> <p>ア 原則として、同一場所に異なったデザインの標識が混在しないものとする。</p> <p>イ 原則として、目的別及び機能別等に統一したデザイン、色彩となるようにする。</p> <p>ウ 色彩は、木製標識の地色を焦げ茶色、字色を白にする等シンプルなものとし、また、使用する色数が過多とならないようにする。</p> <p>③維持管理 腐朽、破損又は退色した場合は、速やかに補修又は撤去するものとする。</p>
イ 営業用広告物	<p>①基本方針</p> <p>ア 設置目的に照らして必要と認められるものに限るものとし、商業広告、営業地外での社名広告等の野立看板及びのぼりは認めないものとする。ただし、祭事等における臨時のものについてはこの限りではない。</p> <p>イ 誘導看板の乱立は避け、統合を図るものとする。</p> <p>ウ 設置目的等に応じ規模が過大とならないようにする。</p> <p>②デザイン、色彩等</p> <p>ア 商品の形を模倣した形状等特異な印象を与えるデザインは認めないものとする。</p> <p>イ 色彩は、使用する色数が過多とならないようにする。</p>

	<p>③維持管理 腐朽、破損又は退色した場合は、速やかに補修又は撤去するものとする。</p>
ウ 文学碑等	<p>①基本方針 原則として、彫刻美術館を装飾の目的で道路沿線、園地、広場等公園利用者の目にふれる場所に設置するものは許可しないものとする。ただし、地方公共団体又は公的機関が、当該地と密接な関係を持つ歴史上の人物像を設置するような場合はこの限りではない。</p> <p>②意匠 周辺の環境に違和感を与えない意匠とする。</p>
4 水面の埋立	<p>基本方針 原則として、道路、港湾、漁港等の公共事業の整備に限り認めるものとする。なお、この場合であっても、自然海岸の保全に留意するものとする。</p>
5 土地の形状変更	<p>基本方針 一般廃棄物処理場等住民の生活上必要なものについては、風致上の支障を与えない範囲で認めるものとする。</p>
6 植物の採取、動物の捕獲	<p>基本方針</p> <p>ア 採取又は捕獲する点数は必要最小限とする。</p> <p>イ 許可する対象者は、原則として、研究実績のある者とする。</p> <p>ウ 既存資料を活用できる場合は、極力活用し、採取、捕獲については、極力避けるよう指導する。</p>

(2) 公園事業取引方針

事業決定の内容及び「国立公園及び国定公園事業取引要領について」（平成6年9月30日環自計第174号・環自国第541号）による他、下記の取扱方針によって運用する。

なお、事業施設の承認（認可）に当たっては、(2) 許可、届出等取扱方針の1 工作物の取扱いに準ずる。

事業の種類	取扱方針
1 道路（車道）	<p>①基本方針</p> <p>ア 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を付帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>ウ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、ルートごとに統一する。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 路傍展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>イ 指導標、案内板等は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替える。</p>
2 道路（歩道）	<p>①基本方針</p> <p>ア 自然とふれあう基本的な施設であるので、ルートの選定に当たっては、沿道の興味対象を有効に結び、効率的な公園利用が行えるようにする。また、利用の安全を確保することが困難な場所へのルート選定は避ける。</p> <p>イ 沿道の興味地点については、適所に休憩施設を付帯させ、快適な公園利用が行えるようにする。</p> <p>ウ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>エ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、ルートごとに統一する。</p> <p>オ 幅員、路面の舗装等の構造規格については、自然の現況、利用目的、利用者数等を勘案して最適なものとする。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 利用によって起こりうる沿道の自然への影響（踏圧による植生破壊、地形の荒廃、動植物の採取等）を最小限に留めるため、木道、制札、立入禁止柵等を整備する。</p> <p>イ ごみ箱、吸いがら入れ等は十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止及びゴミ持ち帰りのPR等に努める。</p> <p>ウ 危険箇所の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>エ 路傍展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>オ 指導標、案内板等は、表示面等の補修等維持管理に十分配慮するとともに、老朽化した施設は、速やかに建て替える。</p>

<p>3 園地</p>	<p>①基本方針</p> <p>ア 海浜、樹林地、展望地など各地区の特性に応じた園地の整備を進め、自然探勝、散策、ピクニック、風景観賞等人と自然のふれあいが促進されるよう配慮する。</p> <p>イ 利用者の公園に対する理解を深めるため、興味対象については、自然解説板等により紹介する。</p> <p>ウ 自然解説板、標識類の規格、意匠等は、原則として、園地ごとに統一する。</p> <p>エ 利用形態に合致しなくなった部分については、適宜、再整備を進める。</p> <p>②管理方針</p> <p>ア 危険箇所には防護柵、注意標識等を設置し、利用者の安全を図る。</p> <p>イ ごみ箱、吸いがら入れ等は、十分な管理と回収が可能な場所以外は設置しないものとし、ゴミの投げ捨て防止のPR等に努める。</p> <p>ウ 園路、広場等の点検及び草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>エ 展望地点等については、風致に支障のない範囲で、展望の確保を図る。</p> <p>オ 遊休化した施設及び閉鎖して再開の見込みのない施設、老朽化の著しい施設については速やかに撤去を行うものとする。</p>
-------------	---

4 動植物の保護管理に関する事項

(1) 生態系の保護

島嶼は、生物種の生息域が小さく、外部からの侵入も少ないことから、独自の生態系の発展を遂げており、ニオイエビネ、ミクラミヤマクワガタ、オオミズナギドリ等の希少な動植物が生息している。そのため、新たに持ち込まれる生物からの影響を強く受け、生態系の攪乱が起こりやすい。

現在のところ、移入された動植物による大きな生態系の攪乱は見られないが、今後とも現状が維持できるよう、島に生息しない動植物の新たな移入は行わないものとする。

(2) 盗掘の防止と保護育成

御蔵島には、ランやクワガタ類等をはじめとする貴重な自然が生息しているが、山草ブームによるマニアや業者の盗掘により自生のニオイエビネは、殆ど見られなくなっており、ミクラミヤマクワガタも減少している。盗掘、盗採を防止するため、標識を掲出する等して利用者に対する注意喚起を図るとともに、貴重な植物の保護育成、増殖事業等を積極的に行うことのできるように、エビネ公園を中心とした活動の充実を図る。

なお、許可を受けた動植物の採取についても、適正な実施が行われるよう関係行政機関の連絡を密接にする。

5 地域の開発整備に関する事項

(1) 自然公園施設の整備

御蔵島は、全島常緑広葉樹の深い森に被われた自然環境に優れた島であり、自然探勝が公園の主要な利用形態である。海食崖に囲まれた平地の殆どない地形のため、面的な造成を必要とする施設の設置は不相当であることから、道路を主体にした施設を整備することとする。

また、小さい島のため、受け入れることのできる公園利用のキャパシティが小さいので、受け入れ体制の状況を見ながら整備を進めるものとする。

(2) 一般公共施設の整備

三宅島管理計画区と同様の扱いとする。

6 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説鶴に関する事項

①自然とのふれあい利用の促進を通して、自然保護思想の普及啓発を図るため、利用拠点において、自然解説及び野外活動を積極的に行うこととし、関係機関が協力して実施体制の整備に努めるものとする。

②利用者の殆どが自然とのふれあいを目的として来島することから、エコツアーリズムのフィールドとして潜在的な可能性が高いので、ガイドシステムによる利用方法を検討するとともに、インタープリターの養成を図る。

(2) 利用者の指導と規制

適正な公園利用と自然環境の保護を図るため、関係機関が協力して、利用者の指導を行う。特に、ガイドシステムの活用によって動植物の盗掘、盗採防止の周知徹底を検討する。

また、沖合い海域において最近盛んになっているイルカウォッチングについては、過剰利用による悪影響が懸念されるため、適正な観察体制を早急に確立、実施する。

7 地域の美化修景に関する事項

(1) 地域の美化清掃

御蔵島村は、ほぼ全域が公園区域であり、ゴミの収集清掃事業は村によって適切に処理されている。

限られた島内には、ゴミ処理について難しい問題が多いため、当面ゴミの量を減らし、効率的に収集処理できるよう次の点について検討を進めるものとする。

- ①ごみ箱は、ごみの回収が容易に出来る場所以外には原則として設置しないものとし、注意看板等を設置してゴミの持ち帰りの普及徹底を図る。
- ②一般廃棄物の処理については、焼却処分を徹底し、処分場の長期使用を可能にする。

(2) 修景緑化

- ①原則として、当該地域に生息する植物と同種の植物により行うものとする。ただし、早急に土壌の安定を図る必要がある場合は、この限りでない。
- ②工作物の海側、道路側等他から見られる方向には、原則として、当該地域に生育する樹木と同種の樹木により修景植栽を行う。

8 その他の関連事項

地域づくりへの協力

来島者は「国立公園」より「島」を意識していると考えられるので、関係機関は国立公園内を快適にすることはもちろん、国立公園区域外においても、快適な環境や町並みを作り、島全体の印象を今後とも好感の持てるものとするよう協力する。

資料 1

富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（三宅支庁管内） 管理計画検討員及び検討経緯

1 検討員

（1）学識経験者

千葉大学園芸学部緑地環境学科教授	油井 正昭	（景観）
三宅村立阿古中学校長	浅沼 和男	（動植物）
（財）日本離島センター客員研究員	枝松 克巳	（観光・地域振興）

（2）関係行政機関等

東京都建設局公園緑地部計画課長
同 公園課長
東京都 三宅支庁長
三宅村長
御蔵島村長

2 検討経緯

- H5年12月2日～4日 現地調査及び第1回検討会を開催した。
・現地調査：三宅島の現地調査を実施した。
・検討会：管理計画区域の状況及び地域の課題等について検討を行った。
会場は、三宅島村役場会議室。
- H6年7月11日～13日 現地調査及び第2回検討会を開催した。
・現地調査：御蔵島の現地調査を実施した。
・検討会：管理計画の検討項目毎に検討を行った。
会場は、三宅島村役場会議室。
- H6年12月1日 第3回検討会を開催した。
・検討会：管理計画（案）について検討を行った。
会場は、後樂園涵徳亭。
- H7年3月3日 中央連絡会議において、管理計画（案）について調整を行った。
- H7年3月22日 第4回検討会を開催した。
・検討会：管理計画（案）について、検討し成案とした。

3 自然保護局長承認

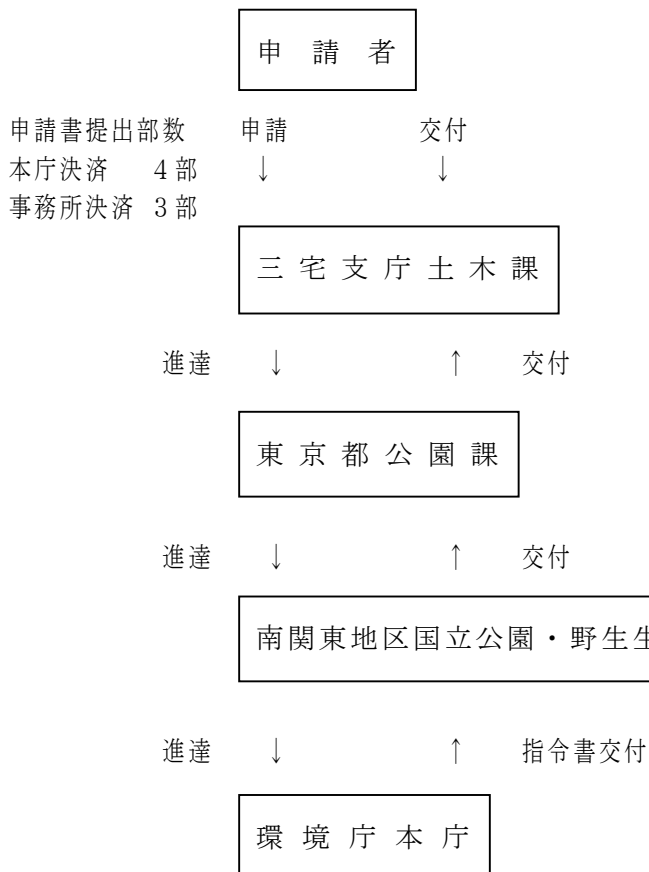
H9年3月7日 国立公園管理計画作成要領第5の2の規定による自然保護局長承認。

資料 2

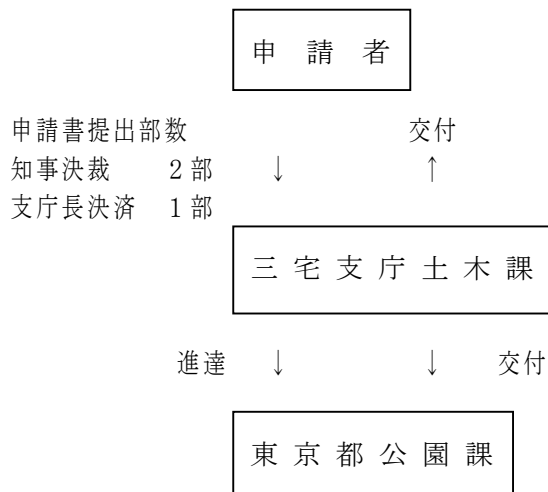
富士箱根伊豆国立公園伊豆諸島地域（三宅支庁管内）
許認可申請等の処理経路及び権限区分

1 処理経路

(1) 長官権限



(2) 知事権限



2 国立公園内の行為許可等の権限区分